

平成 29 年度

## 新発田市立松浦小学校いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

学校は、児童にとって安全・安心なところでなければならない。しかし、現実問題、人間関係のトラブルはどの学級でも起きる。そのトラブルがいじめに発展する可能性は、どの学級にもある。

「いじめは、どの学級でも起こりえる。」という認識を全職員がもち、「いじめは、人権を侵害する行為であり、生命を奪いかねない行為であり、許されない行為である」ということを再確認し、いじめ防止に全力で取り組んでいく。

### 2 いじめの定義といじめ防止の基本方針

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### (2) いじめ防止のための取組の基本方針

- ① 偏見や差別を見抜く感性を磨くとともに差別を許さない心情を育み、いじめを許さない、見過ごさない学級づくりに努める。
- ② 教育活動全体を通して基本的人権を尊重し、自己有用感をもつ児童を育てる。
- ③ いじめの早期発見・即時対応・早期解決に向けた取組を教職員一同全校体制で行う。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者・各種関係機関と協力して解決にあたる。

### 3 いじめ防止対策のための組織

#### (1) 常設委員会…「いじめ不登校対策委員会」

- ・ 校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学年部主任・学級担任
- ・ 養護教諭・特別支援教育コーディネーター

- ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口(生活指導主任 集約担当)
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

#### (2) 生活指導部会…日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

- ・ 生活指導主任・生活指導部員
- ・ 養護教諭・特別支援教育コーディネーター

#### (3) 関係機関との連携

- ・ 新発田市SSW（心理や福祉の専門家）・主任児童委員、民生委員
- ・ スクールサポート委員（警察経験者）

### 4 いじめ防止に向けた取組

#### (1) いじめ防止に向けた指導内容

- 居場所づくり…学級や学年、学校を児童の居場所になるようにする。
- 絆づくり…児童どうしと一緒に活動することを通して、互いを認め合う関係を築く。
- 自己有用感の育成…きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子どもを育てる。
- いじめを考える…いじめは許されないこと、いじめにはどんな態様があるか、いじめを見たり聞いたりしたときにどのように対応したらよいか分かる子どもを育てる。

(2) 取組内容及び年間計画・・・【別紙1】

5 いじめへの対応

(1) いじめ対応マニュアル：いじめ発生又は疑いがある場合・・・【別紙2】

(2) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

ア 自殺等重大事態

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- 児童生徒が自殺した場合(企図も含む) ○身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など

イ 不登校重大事態

いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき (「相当の期間」：年間30日を目安)

ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、学校の判断により迅速に着手する。また、児童や保護者から重大事態が生じたという申し立てがあったときも迅速に対応する。

② 重大事態の報告

重大事態発生 学校→市教育委員会学校教育課→新発田市長

\* 学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり

③ 調査の主体について

ア 学校が主体となっていく場合 (これを基本とする)

イ 市教育委員会が主体となっていく場合

\* 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合

\* 学校の教育活動に支障をきたす場合

④ 調査を行う組織

ア 市教委の指導・助言を受け、学校における「いじめ防止対策委員会」を母体として、適切な専門家を加える。

イ 組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない（第三者）参加を図る。

\* 第三者：市教育委員会 S S W 市担当弁護士 学識経験者 精神科医等

### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

\* 客観的な事実関係を速やかに調査する。

\* 不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合う。

ア 事実関係を明確にするために、以下のことを網羅的に明らかにする

○ いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」

○ いじめの背景

○ 児童生徒の人間関係にどのような問題があるか

○ 学校・教職員がどのように対応したか

\* いじめられた児童、在籍児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。

\* いじめられた児童、情報提供してくれた児童を守ることを最優先する。

\* いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

○ 児童が信頼する教師と教育相談担当が聴取に当たる。

○ いじめられた児童、情報提供してくれた児童を守ることを最優先することを伝える。

○ 以下の点について答えられる範囲で聴取する。無理強いはしない。

・ 誰から 1対1 複数 グループ

・ いつ頃から どんな時に

・ どんなことから 何のきっかけで

・ どこで（教室 トイレ 廊下 体育館 踊り場 帰り道）

・ どんな方法で（暴力 無視 悪口 暴言…など）

○ いじめられた児童以外の在籍児童、教職員からも質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。

ウ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

○ 保護者が信頼する職員と教育相談担当があたる。

○ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。

○ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

## ⑥ 調査結果の提供及び報告

\*いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について説明する。適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・いじめ行為が 「いつ 誰から どのような態様で」
- ・学校がどのように対応したか

イ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

## ⑦ 調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に報告する。